2027 年 度 予 算 各 会 派 要 望

番号			要 望 事 項
	Ⅰ 男女平等の推進のために		
	1．すべての人の人権が尊重され、地域で生活できる社会を実現するために		
1	1	1	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法」に基づき、支援調整会議は困難を抱える女性の実態に即して機能し、必要な支援をすすめる。
2	2	2	女性支援法を踏まえて、困難な問題を抱える女性が安心して自立した生活を送ることができるよう、女性支援が出来る相談体制を整備する。
3	3	3	女性問題相談支援を広く周知する。
4	4	4	HPVワクチン接種による「副反応について」市のホームページを活用して市独自に周知し、副反応被害者には適切な救済の充実を図る
5	5	5	若い人たちを対象に、SNSなどによる情報発信をし、子宮頸がん検診の受診率を高めるようにする。
6	6	6	男女共同参画社会基本法に基づき、あらゆる政策・施策・事業で男女格差を撤廃するための具体的な措置の内容を定めるために男女共同（平等）参画条例を制定する。
7	7	7	社会教育施設である公民館と男女共同参画センターの使用料は、登録団体には無料に戻す。
8	8	8	女性のひきこもりは、孤独を抱えていても「家事手伝い」などとしてみなされ顕在化しにくいので、女性の居場所支援・ピアサポートのしくみをつくる。
	2．DV被害者の支援体制の充実		
9	9	1	言語（英語、中国語、韓国語など）対応の女性相談カードを作成し、公共施設の女性トイレの個室や民間の施設の女性トイレの個室に置く。
10	10	2	小学生・中学生それぞれの年齢に応じた包括的性教育をすすめる
11	11	3	多様性社会推進課の「デートDV予防講座」を全ての中学校で行ない、デートDV予防に関するリーフは紙ベースでこどもたちに配布する。

2027 年 度 予 算 各 会 派 要 望

番号	要 望 事 項		
	3. 子どもたちがジェンダー平等社会をつくっているということを日常的に実感するために		
12	12	1	小学生・中学生に、助産師による「性教育講座」を、市内全校で行なえるようにする。
	4. 女性の自立支援		
13	13	1	若年女性の就労困難が増えていることから、女性特有の問題に対する相談体制をとり、経済的な自立とともに、心のケアや生活全般を支える体制を整える。
	Ⅱ 食べ物の安全性を大切にするために		
14	1	1	ゲノム編集食品の表示をすることを国に求める。
15	2	2	米国産生食用ジャガイモの全面輸入解禁の手続きは中止をするよう国に求める
16	3	3	地場産の割合を30%にして、有機無農薬野菜を増やし、学校給食に使用する。
17	4	4	産地偽装が二度と起こらないよう、納入する会社の監査を継続し、食材の質を落とさない。
	Ⅲ 子どもの育ちを応援する		
	1.「子どもの権利条約」の精神を生かす		
18	1	1	「子どもの権利条約」について学ぶことで日常的に権利を感じられるように、文化センターの子どもたちが遊ぶ場所（ココプレも含む）を利用して、子どもの権利をテーマにした展示をする。
19	2	2	子どもの権利条約の理念を周知し、府中市でも地域の実情に合わせた「子どもの権利条例」の制定を目指す。
20	3	3	市長直属の組織体制をつくり、子どもや若者の意見を反映させるまちづくりをする。
21	4	4	子どもの権利擁護のための、子どもオンブズマン制度をつくる。
22	5	5	日の丸、君が代を子どもたちはもちろん教師・保護者に強要しない。
23	6	6	すべての文化センターの児童館で、夜間に中高生の居場所をを実施する。

2027 年 度 予 算 各 会 派 要 望

番号			要 望 事 項
			２．子どもの学びの充実
24	7	1	☆高校生を含む市民が、実社会でアルバイトや非正規で働く際の労働トラブルにも対処できるよう、また犯罪につながる働き方への注意喚起として「ワークルール」を学べる機会をつくる。
25	8	2	小・中学校での、タブレット学習のあり方を再検討する。
			３．子ども家庭支援
26	9	1	デジタル教材への移行で教材費の負担を減らすのではなく、小中学校の教材費は無償化する
27	10	2	小・中学校でのタブレットの持ち帰りをやめる。
28	11	3	スクールソーシャルワーカーを全中学校に早急に配置して、困窮している家庭などへアウトリーチできる体制を拡充する。
29	12	4	市立保育所の副食費も無償化とする。
30	13	5	全生徒対象に修学旅行を無償化する
			Ⅳ　誰もが地域で暮らしつづけられるために
			１．ノーマライゼーションのまちづくりをすすめる
31	1	1	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設に加え、障がい者を雇用している市内事業所への発注を増やし、各年度の調達方針とその実績をホームページで分かりやすく公表する。
32	2	2	日常生活用具給付等事業費の給付額は、十分な補助額になるよう継続して検討する。
			２．地域福祉をすすめ、「地域包括ケアシステム」を構築する。
33	3	1	高齢者、障がい者、生活福祉の課を越えた福祉施策を推進することが「地域福祉推進課」であることをホームページに明記するとともに、「福祉総合相談窓口」のサイトには、市民が相談しやすくなるよう、具体的な相談内容の例を明記する。
34	4	2	福祉総合相談窓口は、市民にわかりやすく案内表示をし、各課の連携で切れ目なく支援するために、共通の相談シート作成のを早急に取り組む。
35	5	3	高齢化が進み、地域の複雑化した困難事例が増加しているため、市民が安心して生活ができるよう、地域包括支援センターの人材確保のための支援を行なう。

2027年度予算各会派要望

番号			要望事項
36	6	4	ケアラー支援に向けて、家族介護者の実態調査を、介護者と居宅介護支援事業所に行なう。
37	7	5	福祉保健部に在宅療養の専門職を置き、ケアマネジャーや市職員側が在宅療養について相談できる機能を置く。
38	8	6	40歳未満の特定疾病者すべての在宅療養が可能となるよう、訪問介護などのサービスを市独自でつくる。
39	9	7	在宅療養のニーズに応えるため、「夜間対応型訪問介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービスを増やす。
40	10	8	認知症サポーター養成講座の受講者が認知症の人や家族の支援ができるよう、「チームオレンジ」をはじめやすいしくみをつくる。
41	11	9	若年性認知症者に特化した現状を把握し、就労や通いの場など、当事者と家族のニーズに沿ったサービスを構築する。
42	12	10	居住支援相談における転宅や生活支援の対応の充実に向けて、地元に活動拠点を置く法人にも居住支援協議会に参加してもらい、伴走型の支援を行なう。
43	13	11	空き家の利活用に向けて所有者への啓発と的確な情報提供を行ない、福祉的活用のマッチングを含めた相談を受け、管理不全空家が増えないような具体的な取り組みを進める。
44	14	12	空き家政策と居住支援政策を連携し、改修費の補助制度をつくる。
	3．高齢になっても安心して自分らしく暮らし続けられる「介護保険」の充実をはかる。		
45	15	1	介護予防・日常生活支援総合事業の緩和した基準の訪問型サービスAを担う事業所への実態を把握し、ニーズに応えられるサービス体制をつくる。
46	16	2	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型B相当のニーズを把握するために、ボランティア団体等の取り組み状況の調査をする。
47	17	3	終活支援の取り組みとして、単身の市民が亡くなった時に市が迅速に対応するための、連絡先等の登録制度をつくる。

2027 年 度 予 算 各 会 派 要 望

番号			要 望 事 項
48	18	4	介護人材確保のため、実効性のある対策として、事業所への財政支援を実施する。また、事業所の財政状態の改善と、働く人が報われるような事業・方策を検討・開発に向け、市として相談を受け、サポートする体制を整える。
49	19	5	重層的支援体制整備事業において、全職員が市民からの相談に適切に対応できる研修体系をつくる。
	4. 人権を尊重したまちづくり		
50	20	1	国民健康保険の資格確認書を使い続けられるように国に求める。
51	21	2	医療費のお知らせの個別郵送を再開する。
52	22	3	LGBTQなど性的マイノリティーの人たちの人権が十分かつ確実に守られるよう、公共施設での相談窓口の場所をわかりやすくし、相談に応じられるようにする。
53	23	4	障がいへの市民の理解を促進し、地域共生社会の実現のために、障がい者への「合理的配慮」の視点から「障がい者差別禁止（解消）条例」（国立市）を参考に、当事者の意見を取り入れて「障害者差別解消支援地域連絡会議」で議論し制定する。
54	24	5	生活保護行政の充実と、生活保護にかかわるケースワーカーは社会福祉法で定められている配置基準数を目標に増員する。
55	25	6	生活保護の過去の利用者にも減額分については、申請式ではなく通知を送付する。
56	26	7	生活保護申請時に申請者の扶養照会は、相談者から丁寧な聞き取りを行い、希望していない人には行なわないこと。
57	27	8	庁内のハラスメント対策として、指針を作成し公表する。ハラスメントの申し出の対応では、第三者機関をつくり協議する。

2027 年 度 予 算 各 会 派 要 望

番号			要 望 事 項
	Ⅴ 環境に配慮した持続可能なまちづくりをすすめる		
	1．ごみを出さない暮らしをするために		
58	1	1	石油の浪費をせず、プラスティック製造をやめるよう市として事業者に求める
59	2	2	プラスチックの収集は容器包装と区別せず一括収集とし、処理費を市民負担に転嫁しないよう無料とする。
60	3	3	不燃残渣を寄居町の民間施設に搬入する委託契約は締結しない。
	2．身近な環境を守る		
61	4	1	下水が河川の汚染につながるので、市役所や学校では、合成界面活性剤不使用、無香料の石けん使用をすすめる。
62	5	2	「香害」が問題となっていることから、化学物質過敏症との因果関係があるとされる柔軟剤等の使用を控えるよう啓発し、消費生活センターに啓発ポスターを掲示する。
63	6	3	PFAS汚染を考慮して、防災協力井戸以外の民間井戸の水質の独自調査を行ない、井戸については調査結果を継続的に公表する。
64	7	4	公共施設や学校に給水スポットを設置する
65	8	5	ゼロカーボンシティ宣言を表明した以上、無作為抽出による市民とともに府中市単独で「気候市民会議」を設置する。
66	9	6	人工芝は、マイクロプラスティックや地球温暖化、廃棄物処理など問題が多いので、公共施設に使用しない。
67	10	7	「地球温暖化」対策として、緑や街路樹を計画的に管理しつつ残していく。

2027年度予算各会派要望

番号			要望事項
	Ⅵ 地域から平和を作るために		
		1．平和教育・国際理解教育の充実をはかる	
68	1	1	東京都の子ども基本条例の主旨から鑑み、すべての子どもの学ぶ権利を保障するため、例外をつくらず朝鮮学校を含む高校の無償化を国に求める。
	Ⅶ 情報公開と市民参画の実現		
		1．市民の立場にたった情報公開を	
69	1	1	すべての「要綱」をデータベース化し、ホームページに専用の検索サイトをつくる。
		2．施策の計画段階から運営までの市民参加を	
70	2	1	自治基本条例を市民主体でつくれるように組織・運営体制を整備する。
	Ⅷ その他		
		1．地域防災力の向上のために	
71	1	1	避難所の運営における女性リーダーを増やす。
72	2	2	災害時自宅避難者の人も支援物資を受け取れるようにする
73	3	3	市内にある17か所の「かまどベンチ」を把握し、災害時に活用できるようにする
		2．まちづくりと交通政策	
74	4	1	ちゅうバスの料金の値上げはしない。
75	5	2	ちゅうバスの再編による地域住民への影響について継続的な調査と改善を行なう。
76	6	3	ちゅうバスの再編により、市役所など市の中心部に来ることができなくなった地域には、ワゴン車両による新たなルートをつくる。
77	7	4	デジタル地域通貨「ふちゅペイ」を活性化するために、地域通貨として事業者が参入できるようなしくみにする
78	8	5	物価高騰対策としての市民への支給は、全ての市民に漏れなく行きわたるよう世帯単位ではなく、個人単位にする